



令和6年10月発行

編集・発行  
音更町農業委員会  
0155-42-2111



8月28日（水）、全町の農地を対象として、農作物生育状況調査及び農地パトロールを実施しました。

【 紙 面 案 内 】

- 法人報告書の提出をお忘れなく！………… P1
- 令和6年度農作物生育状況調査及び…… P2  
農地パトロールの結果について
- 第31回北十勝農業青年交流会 …………… P2  
(婚活パーティー) について
- 来年度から農地の売買・貸借の…………… P3  
仕組みが変わります
- 農地を相続したときは届出を！…………… P3  
相続登記の申請が義務化されました
- 農業者年金協議会からのお知らせ……… P4



法人報告書の提出をお忘れなく！

農地所有適格法人は、年1回、事業状況を記した「農地所有適格法人報告書」の提出が農地法第6条第1項の規定により義務付けられています。



提出先 音更町農業委員会事務局

提出期限 毎事業年度の終了後3か月以内

※提出期限までに報告書が提出されない場合、農地所有適格法人としての資格を確認できず、農地の所有や貸借ができなくなる場合があります。また、30万円以下の過料に処される場合があります。

※音更町ホームページにおいても、報告書の様式を配布しています。ダウンロード及び印刷してご利用ください。令和6年度以降、国籍欄が追加されました。

# 令和6年度農作物生育状況調査及び農地パトロールの結果について

8月28日(水)、町内11か所で農作物生育状況調査及び農地パトロールを実施しました。

農作物生育状況調査については、農業委員の圃場で農作物(豆類、てん菜、馬鈴薯等)の生育状況を確認しましたが、各圃場間で差はあるものの、6月から7月までの干ばつと8月の高温多湿等の影響を受けた品目があり、結果としては、総じて「平年並み」から「やや良」と見込まれます。



委員による圃場(てん菜)の説明



生育状況(金時)を調査している様子

また、農地パトロールでは町内を巡回し、適正な利用がなされていない農地等がないか確認しましたが、利用状況に懸念がある農地については、今後の対応を検討したところです。

農地は限りある資源のため、今後も農地パトロール等を通して、農地の利用状況を確認し、優良農地の確保に努めてまいります。



11/30  
(土)  
12/1  
(日)

男性参加者募集

## 第31回北十勝農業青年交流会

11/30 13:45集合

**会場** APAホテル帯広駅前2階  
帯広市西1条南12丁目8番地 くろゆり  
男性


**参加費** 10,000円

**条件** 男性  
20-45歳位の対象4町の独身農業男性  
女性  
20-40歳位の農業に興味を持つ独身女性

**宿泊先** プレミアホテルCABIN帯広駅前

**内容** 11/30  
受付▶自己紹介▶中間印象▶ホテルチェックイン▶ぼんえい競馬場▶コモドキッチンで夕食▶2次会  
12/1  
朝食▶モルック大会▶フリートーク▶最終投票▶結果発表▶自由行動  
15:00 女性の帰りの交通機関に送って終了

**主催** 音更町・鹿追町・士幌町・芽室町

**運営** 株式会社ウィルコミュニケーションズ   
担当直通 070-6603-0719

事前のセミナーが  
ございます

### 【参加申込先】

音更町農業後継者推進協議会  
(事務局:音更町農業委員会)  
TEL 0155-42-2111

- ※ 参加希望者の氏名、年齢、住所及び携帯電話番号をお伺いします。
- ※ 下部の申込二次元コードをスマートフォンで読み取ると、インターネット経由で手続きできます。

### 【あらかじめご了承ください】

参加予定人数によっては開催が中止となる場合や、交流会の内容が変更となる場合もあります。

### 【出会いを求めている人はいませんか?】

身近にご興味がある人等がいる場合は、お声がけをお願いします。



# 来年度から農地の売買・貸借の仕組みが変わります

関係法令の改正に伴い、市町村は令和7年3月までに、将来の農地利用の姿を明確化した「地域計画」を策定することが義務付けられました。

## 農地バンク経由で契約します

音更町は経済部農政課を中心に地域計画の策定を進めています。計画の策定後は農地の契約は原則として農地バンクを経由することとされています。

役場農政課及び農業委員会が共同で作成したパンフレットを配布していますが、農地の売買・貸借に関するメリットをあらためてお知らせします。

### 出し手(所有者)のメリット

・貸借の場合、賃料は農地バンクから支払われます。確実に賃料を受け取ることが出来るほか、複数の相手方と契約していても賃料は農地バンクから一本化して振り込まれます。

・貸した農地は適切に耕作され、期間満了後は確実に返却されます。

・所有する全農地を新たに全て農地バンクに貸し付けると、固定資産税が最大5年間、2分の1に軽減され、相続税・贈与税の納税猶予は継続されます。

・農用地区域内農地を売買する場合は、譲渡所得の特別控除等の適用が受けられる場合があります。

### 受け手(借受者等)のメリット

・規模拡大や集約化により、生産性が向上します。

・複数の出し手から農地を借りている場合でも、賃料は農地バンクにまとめて支払うだけで済みます。

・売買の場合、不動産取得税及び登録免許税の特例措置があります。

## ヤミ耕作の解消にご理解を

地域計画の策定後は、地域計画に担い手として位置づけられていることが多くの補助金の要件とされます。

その際、耕作している農地に正しい権利設定をされていない場合は、補助金の対象外となる可能性があります。

そのほか、農地法等により農業委員会の許可を得ずに農地を借りている場合は、出し手と問題があった場合に法的な保護を受けられない等、トラブルの発生時に救済の手立が確保されません。

現在、貸借の権利設定をしていない人、これから農地の契約を締結する予定の人、契約当時の書類が見つからず、農業委員会の許可を得ているかわからない人は農業委員会事務局にご相談ください。

# 農地を相続したときは届出を！ 相続登記の申請が義務化されました

農地を相続したことによって使用収益権（所有権、賃借権等）を取得した場合は、法務局における相続登記の申請後、10か月以内に農業委員会にその旨を届出しなければなりません。

また、相続登記の申請は令和6年4月1日以降、相続したことを知った日（所有者の死亡日）から3年以内に申請することが義務となりました。

また、相続登記の申請は令和6年4月1日以降、相続したことを知った日（所有者の死亡日）から3年以内に申請することが義務となりました。

また、相続登記の申請は令和6年4月1日以降、相続したことを知った日（所有者の死亡日）から3年以内に申請することが義務となりました。

また、相続登記の申請は令和6年4月1日以降、相続したことを知った日（所有者の死亡日）から3年以内に申請することが義務となりました。

また、相続登記の申請は令和6年4月1日以降、相続したことを知った日（所有者の死亡日）から3年以内に申請することが義務となりました。

また、相続登記の申請は令和6年4月1日以降、相続したことを知った日（所有者の死亡日）から3年以内に申請することが義務となりました。



法務省が作成したポスター

# 音更町農業者年金協議会からの

## お知らせ

### 女性加入者増で表彰

6月27日(木)、札幌市内の北海道第二水産ビルで第45回北海道農業者年金協議会総会が開催され、音更町からは茂古沼美則農業者年金協議会会長が出席し、令和5年度の新規加入者女性部門で全国第3位の表彰を受けました。

農業者年金は、農業者の将来設計にとっても役立つ制度です。今後も積極的に加入推進に尽力し、加入者数の増加に努めていきます。

### そもそも農業者年金とは？

農業者を含む20歳以上の人は、1階部分である国民年金に加入しますが、会社員や公務員のように2階部分である厚生年金には加入できません。

農業者年金は、農業者が任意で加入できる2階部分の年金です。加入者自身が納付して積み立てた保険料とその運用益を合わせた額が年金給付



表彰を受ける茂古沼会長

原資となるため、財政的に安定し、少子高齢時代に強い制度になります。

なお、その年に納付した同一生計関係にある配偶者や後継者分を含めた保険料全額が、社会保険料控除の対象です。

また、年金資産の運用益や死亡一時金も非課税となり、受給する年金も公的年金等控除の対象です。

### 農業者年金の加入メリット

夫が20歳から60歳まで厚生年金に加入していた夫婦(妻は国民年金のみ加入)の場合、

受給額は月額約23万円といわれますが、国民年金のみに加入していた農業者の夫婦では、令和6年度の受給額が満額の場合でも月額13万6千円となっています。

受給額を比較すると、10万円程度の差があり、農業者は自ら2階部分の年金に加入しなければ、物価高騰で老後の生活費が不足するかもしれません。

さらに、国民年金には厚生年金における遺族年金のような仕組みはないため、夫婦で農業者年金に加入することが極めて重要です。

一例として、夫婦で20歳から60歳まで月額2万円の保険料で加入した場合、国民年金の受給額と合算すると、受給額は月額27万6千円と試算されています。

### 農業者年金に加入できる人

次の加入要件を満たす人は、農業者年金に加入できますので、希望される人は最寄りのJAの窓口で手続きをしてください。加入後の脱退(保険料の納付が難しくなった場合

等)や再加入も任意です。  
・年間60日以上農業に従事している人  
・20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者(60歳以上65歳未満の国民年金第1号任意加入被保険者も対象です)

・国民年金付加年金を納付している人(または加入後に納付する人)  
(注) 厚生年金に加入中の人や、国民年金保険料の免除や納付猶予の決定を受けている人は加入対象外です。

### 加入方法による保険料の違い

通常加入をする場合、保険料は月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で任意で決められます。

また、一定の要件を満たして政策支援(国庫補助)を受けて加入する場合、保険料は月額2万円(固定)のうち、1万円から4千円の補助を受けることができ、収入が少ない場合でも、自己負担を軽減して加入することができます。

なお、政策支援を受けた部分を受給するためには後継者

または第三者への経営移譲が必要となります。

**全国農業新聞**  
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS  
週刊 月4回金曜日発行  
月700円、年8,400円 (消費税込)

### 農業委員会だより

令和6年10月発行

広報委員長 久保靖彦

広報担当(農政部会) 貞廣 渉

香川 雅彦

菅原 雅博

林 雅浩

田 雅剛

鈴木 剛

辻 和義

前田 和宏

和宏